		前項の規定により読み替えられた同条第一項各号に定める額
数を乗じて得た額	前項の規定により読み替えられた同条第一項各号	同項保険料の各月額が、第一号厚生年金保険者の標準報酬月額（同項に規定する被保険者の同日における資格、報酬その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める基本月額をいう。）の等級区分に応じて定められた標準報酬月額（同項に規定する標準報酬月額をいう。）に、それぞれ同項の規定に準じて厚生労働省令で定める率を乗じて得た額
第五十九条の二第一項に規定する厚生年金保険の被保険者の標準報酬月額（同条第九項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する標準報酬月額をいう。）に、それぞれ同条第一項の規定に準じて厚生労働省令で定める率を乗じて得た額	第五十九条の二第一項に規定する厚生年金保険の被保険者の標準報酬月額（同条第九項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する標準報酬月額をいう。）に、それぞれ同条第一項の規定に準じて厚生労働省令で定める率を乗じて得た額	第五十九条の二第一項に規定する厚生年金保険の被保険者の標準報酬月額（同条第九項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する標準報酬月額をいう。）に、それぞれ同条第一項の規定に準じて厚生労働省令で定める率を乗じて得た額

		特例該当月の属する年の前年の九月三十日における被保険者の標準報酬月額（同条第一項に規定する標準報酬月額をいう。）を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定した額	前項の規定により読み替えられた同条第一項各号に定める額
額に満たないときは、当該額を当該額とする。	額に満たないときは、当該額を当該額とする。	額に満たないときは、当該額を当該額とする。	額に満たないときは、当該額を当該額とする。
2　厚生労働大臣は、毎年度、当該年度の前年度の四月から六月までの間における物価変動率（当該期間における物価の変動を表すものとして厚生労働省令で定める率をいう。）を基準として、当該年度の四月一日から翌年三月三十一日までの間における物価変動率を参酌して厚生労働省令で定める率を、当該年度の四月一日から翌年三月三十一日までの間における保険料額の改定率として定めるものとする。